

よくある質問 Q&A



Q1. 避難行動要支援者(高齢者・障がい者など)の避難支援は行政がやるべき仕事ですか?

A. 被害が広範囲にわたる大規模な災害においては、現実的に行政だけでは迅速な対応に限界があり、過去の災害においても、地域住民の避難支援が最も有効であることが明らかになっておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願ひいたします。

Q2. 避難を支援する地域防災リーダーなどの自主防災組織等の役割は、どんな事をすればいいですか

A. 地域において、高齢者や障がい者などの災害時に支援を必要とする人(避難行動要支援者)と最も近くで生活をしているのは、同じ地域にお住いの自主防災組織等の方々です。避難行動要支援者を誰が支援し、どこに避難させるかをあらかじめ決めておき、その情報を共有することにより、いざという時に地域の中で安否確認や避難支援などが行える支援体制に取り組みをお願いします。

具体的には、日頃の声かけなど地域でのコミュニケーションを深めていただき、顔の見える良好な近隣関係をお願いします。



Q3. 私たちの地域には、日中は高齢者しかいません。

十分な避難支援が困難ですが、どうすればよいでしょうか?

A. 発災時刻によっては、避難支援の体制が異なってきますので、対応が可能な方による避難支援活動を実施していただくことになります。避難支援には①災害情報の伝達、②避難誘導、③避難支援、④救助要請、⑤救護・救出活動、⑥安否確認などがあります。まずは、できる範囲の支援から始めることが大切です。

Q4. 災害が発生した場合、自分の事、家族のことなどで精一杯です。

避難行動要支援者の避難を支援する余裕はないと思うのですが?

A. 避難支援は、あくまで善意と地域のささえあいの精神に基づいて行うものであり、災害時に避難支援ができない場合でも責任が伴うものではありません。ご自身やご家族の命を最優先にお考えいただき、安全が確保された後、できる範囲で避難行動要支援者の避難支援をお願いします。

お問い合わせ先



〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5-45

☎ 06-6930-9045

大阪市城東区役所 市民協働課(防災・防犯担当) FAX06-6931-9999

区民の皆様へ



高齢者や障がい者の方々を

災害時に支援するための

個別避難計画について

災害時の助け合いのために



日頃から顔が見える
人間関係の構築を

自助・共助・公助の連携による支援体制づくり

大阪市では、各地域の自主防災組織を中心に、災害時に自力での避難が難しいと思われる方々のうち、特に支援が必要な方(避難行動要支援者)の生命・身体を守るため、「個別避難計画」の作成支援に取り組んでいます。

大規模災害が発生した時、行政は可能な限り災害支援活動(公助)を行いますが、その活動にも限界があり、ご自身でできることは可能な限り行う(自助)とともに、地域の助け合い(共助)が大きな力となります。

被害を最小限に抑えるため、日頃から顔の見える関係作りに努めていただくなど、安心して暮らせる地域づくりにご協力をお願ひいたします。



城東区役所

令和4年5月

I. 何故 個別避難計画が必要?

これまでの経過



国は東日本大震災の教訓として、平成25年に災害対策基本法を改正し、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することを市町村の義務としました。

その後の災害においても、多くの高齢者や障がい者等の方が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等をより実効性のあるものとするために令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することを市町村の努力義務としました。

2. 個別避難計画作成の対象となる人は?

避難行動要支援者

大阪市では次のいずれかに該当する方を避難行動要支援者とし、ご本人に対してご本人の情報を地域防災リーダーなどの自主防災組織や民生委員などへ提供することについての意思確認を行っています。

避難行動要支援者名簿掲載者
・要介護 3 以上
・要介護 2 以下で認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上
・重度障がい
身体障がい 1・2 級
知的障がい A
精神障がい 1 級
・視覚障がい・聴覚障がい 3・4 級
・音声・言語機能障がい 3 級
・肢体不自由 3 級
・人工呼吸器装着等の医療機器等への依存度が高い者

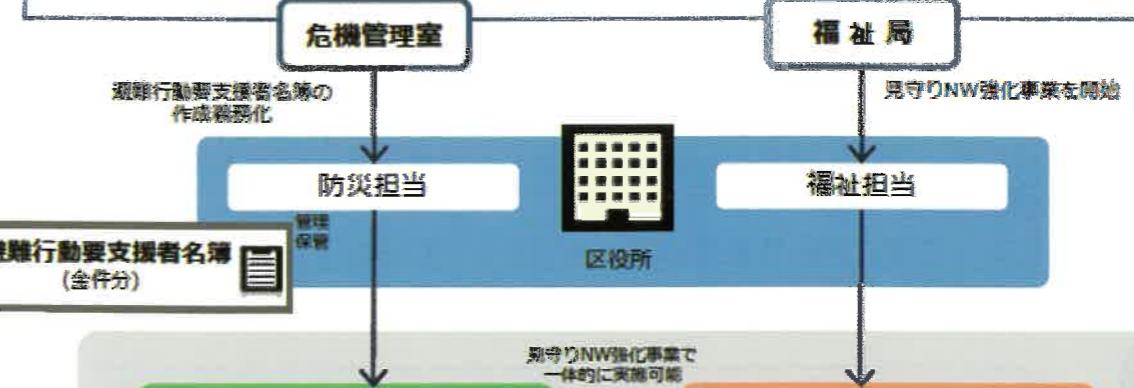
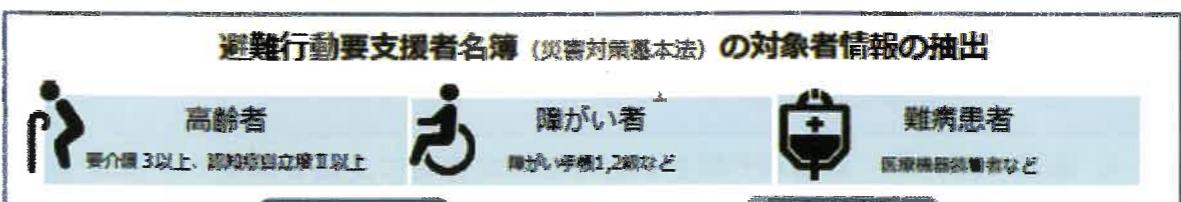


個別避難計画については、避難行動要支援者名簿のうち、水害ハザードマップで浸水等の水害が起こると想定される区域に住む方や、単身生活や居住家屋の状況など、計画作成の優先度が高いと判断される方について、地域の実情を踏まえながら作成します。

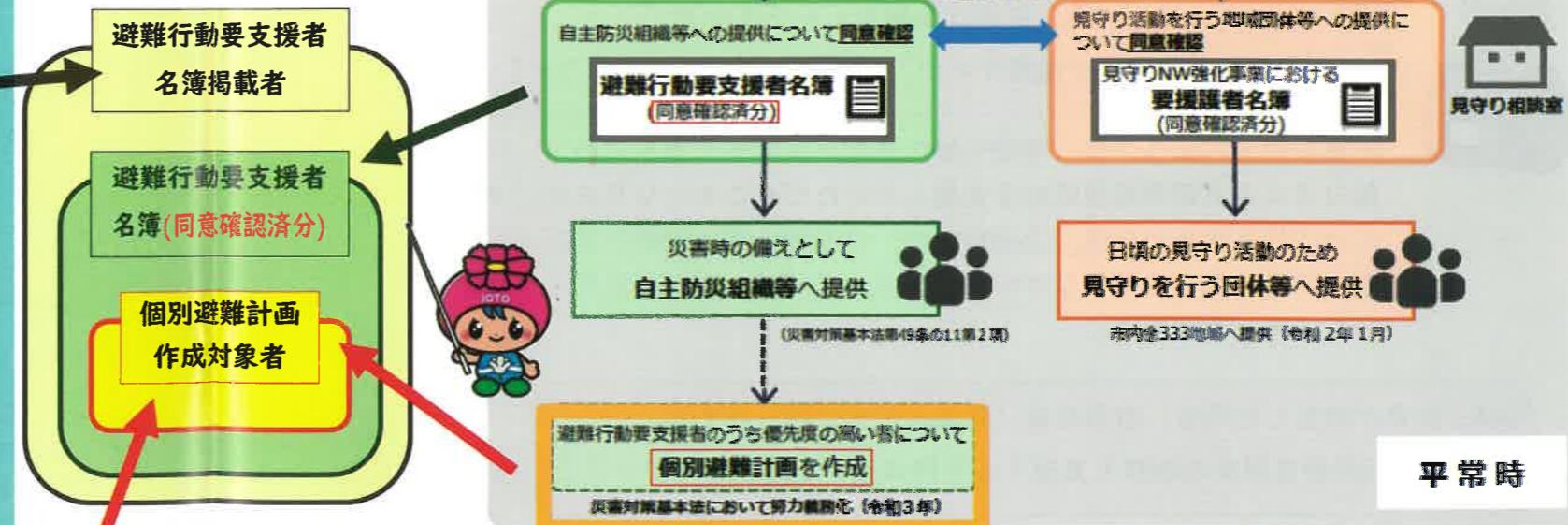
3. 避難行動要支援者名簿と要援護者名簿の取り扱いについて

地域への情報提供に同意された方の情報は、見守りネットワーク強化事業における要援護者名簿として、日頃の見守り活動を行う地域団体等へ提供され、災害時の避難に備え個別避難計画の作成の為の避難行動要支援者名簿として、自主防災組織へ提供されます。

避難行動要支援者名簿の活用(イメージ)



●イメージ図●



重要

個別避難計画の作成にあたって

この取組みは、被害をできるだけ軽減することを目的としてご近所同士の助け合いを基本とするものですので、個別避難計画が作成されても災害時にご本人が希望する支援が必ずしも保障されるものではありません。また、活動を支援する方が何らかの責任を負うものではありません。いざという時のためにも、日頃から地域の方々と交流する機会を増やすよう心がけましょう。